

消防法の命令に従わない場合は、それぞれの罰則が適用される場合があります。

消防法の命令違反概要・罰則規定一覧

命令違反に対する罰則

命令条文	命令違反概要	罰則規定	罰則内容	
第3条第1項	屋外における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令に従わなかった場合	第44条第1号	30万円以下の罰金又は拘留	
		第45条第3号	両罰：本条の罰金	
第4条第1項	資料提出命令に従わなかった場合、報告の徴収及び消防職員の立入検査を拒否した場合	第44条第2号	30万円以下の罰金又は拘留	
第5条第1項	防火対象物に対する措置命令（改修・移転・除去等）に従わなかった場合	第39条の3の2	2年以下の懲役 200万円以下の罰金	
		第45条第1号	両罰：1億円以下の罰金	
第5条の2第1項	防火対象物に対する措置命令（使用禁止・停止・制限等）に従わなかった場合	第39条の2の2	3年以下の懲役 300万円以下の罰金	
		第45条第1号	両罰：1億円以下の罰金	
第5条の3第1項	防火対象物に対する措置命令（火災の予防又は消防活動の障害除去）に従わなかった場合	第41条	1年以下の懲役 100万円以下の罰金	
		第45条第3号	両罰：本条の罰金	
第8条第3項	防火管理者選任命令に従わなかった場合	第42条第1項	6月以下の懲役 50万円以下の罰金	
		第45条第3号	両罰：本条の罰金	
第8条第4項	防火管理業務適正執行命令に従わなかった場合	第41条	1年以下の懲役 100万円以下の罰金	
		第45条第3号	両罰：本条の罰金	
第8条の2第5項	統括防火管理者選任命令に従わなかった場合	直接の罰則規定なし	第5条の2第1項による使用の禁止、停止又は制限の命令対象*	
第8条の2第6項	統括防火管理業務適正執行命令に従わなかった場合	直接の罰則規定なし	第5条の2第1項による使用の禁止、停止又は制限の命令対象*	
第8条の2の2第4項	防火対象物の点検虚偽表示除去・消印命令に従わなかった場合	第44条第17号	30万円以下の罰金又は拘留	
第8条の2の3第8項	特例認定を受けた防火対象物である旨の表示に係る虚偽表示除去・消印命令に従わなかった場合	第44条第17号	30万円以下の罰金又は拘留	
第17条の4第1項又は第2項	消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置維持命令に従わなかった場合	設置命令	第41条	1年以下の懲役 100万円以下の罰金
			第45条第2号	両罰：3000万円以下の罰金
		維持命令	第44条第12号	30万円以下の罰金又は拘留
			第45条第3号	両罰：本条の罰金

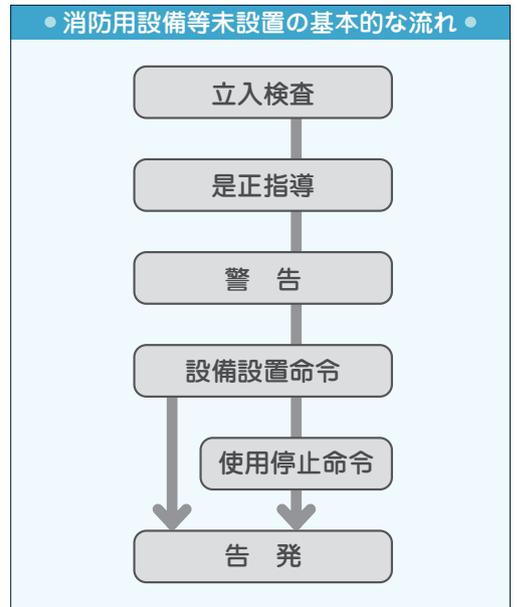
*他に使用停止命令等の対象は、第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項

命令違反等以外の主な罰則

違反条文	違反概要	罰則規定	罰則内容
第8条第2項	防火管理者の選任・解任の届出を怠った場合	第44条第8号	30万円以下の罰金又は拘留
第8条の2の2第1項	防火対象物の点検結果を報告せず又は虚偽の報告をした場合	第44条第11号	30万円以下の罰金又は拘留
		第45条第3号	両罰：本条の罰金
第8条の2の2第3項	違法に防火対象物の点検済表示をした場合又は紛らわしい表示をした場合	第44条第3号	30万円以下の罰金又は拘留
		第45条第3号	両罰：本条の罰金
第8条の2の3第5項	防火対象物の特例認定を受けたものが、管理権原の変更届を怠った場合	第46条の5	5万円以下の過料
第8条の3第3項	防災性能を有するもの以外に指定表示又はこれと紛らわしい表示をした場合	第44条第3号	30万円以下の罰金又は拘留
		第45条第3号	両罰：本条の罰金
第17条の3の2	消防用設備等の検査を拒否した場合	第44条第4号	30万円以下の罰金又は拘留
	消防用設備等の設置の届出を怠った場合	第44条第8号	30万円以下の罰金又は拘留
第17条の3の3	消防用設備等の点検結果を報告せず又は虚偽の報告をした場合	第44条第11号	30万円以下の罰金又は拘留
		第45条第3号	両罰：本条の罰金



(一財) 日本消防設備安全センター
違反是正支援センター



お問い合わせ先